

発電設備点検調査結果報告書（再発防止対策について）概要

I. 目的

本報告書は、経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「発電設備に係る点検について」（平成 18・11・30 原院第 1 号）に基づき、当社の火力発電設備についてデータ改ざん、必要な手続きの不備その他の同様な問題が過去になかったか、又それが現時点まで続いているかの点検を行った結果を取り纏め、平成 19 年 3 月 30 日に提出致しました「発電設備点検調査結果報告書」の事案について、要因分析を行い、全社的な再発防止対策について、具体的な取り組み状況を報告するものである。

II. 原因（要因分析）

今回の調査によって明らかとなった事案の発生原因を分析すると、事案が発生した背景に下記の共通する要因があることが明らかになった。

- (1) コンプライアンスに対する認識が不足していた。
- (2) 法令、協定に関する知識が不足していた。
- (3) 倫理意識が不足していた。
- (4) 社内規程（マニュアル）に関する認識が不足していた。
- (5) 社内規程（マニュアル）の不備があり、作業内容が明確になっていなかった。
- (6) 管理者が自部門から選任されておらず、管理体制が十分に機能していなかった。
- (7) 社内外とのコミュニケーションが不足していた。

III. 課題と全社的な再発防止対策

今回の発電設備調査において、原因（背景要因）は、前述の分析結果から大半の事案は、コンプライアンスに対する認識不足、法令、協定に関する知識不足であることから、これらの背景要因を解決すべく下記の課題に取り組む必要がある。

【解決すべき課題】

- イ. コンプライアンス、企業倫理に対する意識の強化
- ロ. 法令、マニュアル等に関する知識の強化
- ハ. 管理、チェック体制の強化
- ニ. 話しやすい雰囲気作り、コミュニケーションの強化

また、これらの課題に対する再発防止対策としては、前述の法令、協定及び県条例等に対する周知を主として取り組み、また、これらの法令等に対し最新情報の入手に努め、業務へ反映する。

その具体的な取り組みとして、当社では、ISO (9001, 14001) の認証を取得しており、ISO 手法で業務に取り組んで参りましたが、今回、新たに以下の再発防止対策を着実かつ継続的に実施する。

【全社的な再発防止対策】

- (1) トップマネジメントによる意識付け
- (2) 「社員倫理規程」の周知徹底
- (3) 「企業倫理相談窓口利用規程」の周知徹底
- (4) 定期的な内部監査の実施によるチェック
- (5) 定期的な外部監査の実施によるチェック
- (6) マニュアルの明確化および周知徹底
- (7) 管理体制の強化

IV. 具体的な取り組み

(1) トップマネジメントによる意識付け

離島カンパニー社長（当社副社長）及び電力本部長（当社常務取締役）による本店管理部門を含め、本島及び離島の各発電所を巡回し、今回の事案を基にコンプライアンスの大切さや倫理意識の向上について訓示を行う。

また、要領・業務マニュアルを遵守することの必要性・重要性を再認識させ、電力の安定供給の達成のために設備の建設・運転・保守・管理に携わる者の心構えを説く。

- ①本島については、4 月中に実施予定。
- ②離島については、2 月 5 日～4 月 4 日に実施済み。

トップマネジメントによる巡回は、今後、適切な時期に定期的実施する。

(2) 「社員倫理規程」の周知徹底

(3) 「企業倫理相談窓口利用規程」の周知徹底

離島カンパニー社長（当社副社長）及び電力本部長（当社常務取締役）による倫理意識の向上・定着のため、社員倫理規程及び企業倫理相談窓口利用規程の周知徹底を定期的に行い、今後、不適切な事項をしない、させない、隠さない社内雰囲気作りを行う。

具体的には、以下の 4 項目について実施する。

- ①本島については、電力本部長より示達を行う。
- ②離島については、離島カンパニー社長より示達を行う。
- ③各発電所のリーダーに対して、「何でも言える」職場環境作りのために定期的に企業倫理研修を開催し、意識の向上を図る。
- ④各発電所のリーダーによる所員への周知。

(4) 定期的な内部監査の実施によるチェック

ISO 要求事項に則り、年 1 回、社内他事業所間で内部監査員による監査を実施しており、適正な業務取り組み状況が継続的に確認できる。今後、実施する内部監査においては、前述の課題の解決に向け再発防止対策が着実かつ継続的に実施されているかどうかの監査を行うこととする。

(5) 定期的な外部監査の実施によるチェック

年に 1 度、業務の適切性・透明性を図るため実施している外部監査において、ISO 審査登録機関に再発防止対策が着実かつ継続的に実施されているかどうか確認するため審査を受ける。

(6) マニュアルの明確化および周知徹底

社内文書管理システムにより、全社員が各部所々の要領・業務マニュアルを閲覧できるが、今後も必要に応じて新たに要領・業務マニュアルを制定、改定することにより、業務の明確化を図り、その際には、同システムを活用し社員への周知を確実に実施している。また、過去の事故、トラブル事例を洗い出し、保守業務支援システムへ登録を行い、情報の共有化を図り、更なる安全性の向上に努める。

(7) 管理体制の強化

各発電所の法定管理者は、基準値・管理値等の再周知を図り、適正な設備運用が行えるよう指導管理する。尚、離島発電所においては、統括責任者が記録のチェックを行うよう管理体制を見直した。

V. まとめ

今回の点検調査結果により確認された事案は、いずれも設備の安全上問題となるようなことはなく、現在はすべて是正されている。

今後は、引き続き同様な問題が起こらないよう本報告書の再発防止対策を着実かつ継続的に実施するとともに、地域の皆様のご意見を伺い、データ改ざんや法令違反を発生させない、隠さない企業風土を醸成することで社会からの信頼回復を図る。

VI. 再発防止対策取り組みスケジュール（年度毎に継続して実施する）

	平成 19 年										平成 20 年		
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
(1) トップマネジメントによる意識付け	←	→											
(2) 「社員倫理規程」の周知徹底													
(3) 「企業倫理相談窓口利用規程」の周知徹底		←	→										
(4) 定期的な内部監査の実施によるチェック					←	→							
(5) 定期的な外部監査の実施によるチェック							←	→					
(6) マニュアルの明確化および周知徹底	←	→											→
(7) 管理体制の強化	←	→											→

以上

（別紙）当社発電設備の不適切な事案に係る再発防止対策について

当社発電設備の不適切な事案に係る再発防止対策について

別紙

